

報道関係者 各位

令和6年6月21日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤博幸

賃金指導官 我妻一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和6年度第1回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 長岐和行）は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第2条に基づき、第1回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金の改正決定の諮問などを予定しています。

記

1 日時 令和6年7月3日（水）午後3時00分から

2 場所 秋田合同庁舎 第1会議室（5階）秋田市山王7丁目1番3号

3 議題

- （1）令和6年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- （2）令和6年度審議方針について
- （3）令和6年度審議日程について
- （4）その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

（1）傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和6年6月28日（金）12時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブル～）

（2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

（3）カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。